

「地域日本語教育」に対するインパクト —人材の育成という視点から—

金田智子(学習院大学)

「地域日本語教育」の課題(一部)

*ここでは「地域日本語教育」を、「生活のための日本語」(生活日本語)を教えることと捉え、話を進めます。

<学習者>	<内容・方法>	<体制>
○日本語未習状態で来日する人の存在 ○基礎的な日本語能力を持たない長期滞在者の存在 等	○「専門家による初期日本語教育」の不足 ○日本語能力評価に関する検討の遅れ ○学習者の移動への対応や学習継続の困難 等	○専門家として従事する日本語教師の不足 ○「多文化共生」下での、「日本語教育/学習」の位置付けのあいまいさ 等

「地域日本語教育」の課題解決の可能性

[課題:「専門家による初期日本語教育」の不足]に対して

☆『いろいろ 生活の日本語』『いろいろ 日本語オンラインコース』(JF)

⇒ゼロからの自学を助けるものとして

⇒地域日本語教室の教材として

*「日本語教育の参照枠」(文化審議会国語分科会)の考え方の共通性

*「地域における日本語教育の在り方について」(同上)の対応可能性

⇒移動しても、学習継続が可能に

☆各種アプリ(ひらがな・カタカナ メモリーヒント等)

☆『つながるひろがる にほんごでのくらし』(文化庁)

「地域日本語教育」の課題解決の可能性

[課題:日本語能力評価に関する検討の遅れ]に対して

☆「JFT-Basic(国際交流基金日本語基礎テスト)」

=「就労のために必要な、『ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力』の目安として、A2レベルの一定程度の日本語力を持っているかどうかを判定」(JFT-Basicサイトより)

⇒「特定技能1号」の要件としてだけでなく、能力証明や学習促進にも役立つ

☆『いろいろ』等に含まれる、学びを促す「評価」の要素

☆「日本語能力自己評価ツール にほんごチェック!」(文化庁)

「地域日本語教育」の課題は解決された？

○教材もテストもできた！

Q.これで地域日本語教育（「生活」日本語教育／学習）は大丈夫、なのか

q1.生活者に対する日本語教育機関、日本語学習の「場」は不要なのか？

q2.『いろどり』さえあれば、学習・習得は進むのか？

q3.「JFT-Basic」をみんな受ければいいのか？

5

「自学」は可能か

○「学ぶ力」育成の必要性・重要性

○学習の動機付け（伝えたい、通じた、伸びた）の重要性

○仲間の必要性

○「関係性」を重視することの大切さ

生活者の多様性
や特性を
考慮する重要性

↑↑↑

地域日本語教育、「生活」日本語教師の役割

6

生活者の日本語能力評価に、「テスト」は最適か

○「テスト」形式に対する慣れの問題

○パフォーマンスの観察・評価（ルーブリック評価）の可能性

○生活での実体験を基にした「ポートフォリオ」作成・評価の可能性

☆関係や社会の中での評価

生活者の多様性
や特性を
考慮する重要性

↑↑↑

地域日本語教育、「生活」日本語教師の役割

7

「生活」日本語教師に求められる資質・能力

「生活者としての外国人」に対する日本語教師【初任】に求められる資質・能力

表2

知識	技能	態度
【1 生活者としての外国人】に対する教育実践の前提となる知識 (1) 地域の外国人の背景・状況・特徴等について正しく理解している。 (2) 「生活者としての外国人」を取り巻く地域の実情や課題について理解するとともに、地域の教育リソースを活用するための知識を持っている。 (3) 地域日本語教育における多様な学びと、指導者・支援者の役割や連携体制について理解している。	【1 教育実践のための技能】 (1) 日本語教育プログラムを踏まえ、学習者の状況に応じ、教育的観点から適切な指導計画を立てることができる。 (2) ニーズ分析、レベルチェックが適切に実施できる。 (3) 地域における学習者の背景・属性を理解し、地域のリソースを活用し、ニーズやライフステージに応じた効果的な日本語教育を実践することができる。 (4) 学習者の自律学習を支援し、主体的に学ぶ力を引き出すための教育実践を行うことができる。	【1 言語教育者としての態度】 (1) 学習者の多様な背景、ニーズ、学習環境を的確に捉え、その個別性と学びに向き合うとする。 【2 学習者に対する態度】 (2) 学習者の背景・文化・日本における生活状況を理解しようとする。 (3) 学習者の自律学習を支援し、主体的に学ぶ力を育てようとする。
【2 日本語の教授に関する知識】 (4) 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標、内容、方法についての知識を持っている。 (5) 「生活者としての外国人」に対する日本語教育プログラムの目的・目標に沿った授業を計画する上で、必要となる知識を持っている。	【2 成長する日本語教師になるための技能】 (4) 自らの指導力に関し、分析的に振り返り、指導力の向上や指導計画の点検・改善を行うとともに、関係者間で共有を図り、協働して指導の改善を行うことができる。 【3 社会とつながる力を育てる技能】 (6) 日本語学習の成果を効果的に共有・公開することで、学習者が家族や関係者より良い関係を構築できるよう促すことができる。 (7) 学習者が地域社会とつながり、ネットワークを構築する力を育てる教育実践を行うことができる。	【3 文化多様性・社会性に対する態度】 (4) 学習者が人となりが、ネットワークを構築する力を育てようとする。 (5) 地域社会や多様な機関と連携・協力し、「生活者としての外国人」が自立的に生活するための、エンパワーメントとしての日本語教育を実践しようとする。

次スライドへ

(文化審議会国語分科会『日本語教育人材の養成・研修の在り方について』2019)

「生活」日本語教師に求められる資質・能力

【教育実践のための技能】

(4) 学習者の**自律学習を支援し、主体的に学ぶ力を引き出すための教育実践を行うことができる。**

【社会とつながる力を育てる技能】

(7) 学習者が**地域社会とつながり、ネットワークを構築する力を育てる教育実践を行うことができる。**

(文化審議会国語分科会『日本語教育人材の養成・研修の在り方について』2019)

9

「生活」日本語教師に求められる資質・能力

さらに…、

○相手に合わせ、適切に利用・応用できる

- ・「教科書」は基準ではない
- ・地域作成教材との補完

○批判的に見直すことができる

- ・何のための生活日本語教育か、という問いかけ
- ・「日本語教育の参照枠」、「標準的なカリキュラム案」
- ・「生活Can do」一覧(文化庁、2023<予定>)

10

見直しの際の材料としての「標準的なカリキュラム案」

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標

(1)目的

言語・文化の相互尊重を前提としながら、「生活者としての外国人」が**自立した言語使用者として**日本語で意思疎通を図り生活できるようになること。

(2)目標

日本語を使って以下の事柄ができるようにすることを目標とする。

- 健康かつ安全に生活を送ることができるようにすること
- 自立した生活を送ることができるようにすること
- 相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようにすること
- 文化的な生活を送ることができるようにすること

*青字部分は、『地域における日本語教育の在り方について(報告)』において加筆されたもの

11

見直しの材料としての「日本語教育の参照枠」

<言語教育観>

1. 学習者を社会的存在として捉える
2. 言語を使って「できること」に注目する
3. 多様な日本語使用を尊重する

*以上の言語教育観を念頭に、どんなコースを提供するか。教師は何をするべきか。

⇒地域日本語教育の目的や言語教育の捉え方について考える

12

[参考資料] *JF関係著作物以外

<報告書>

1. 文化審議会国語分科会(2010)『「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について』
2. 文化審議会国語分科会(2019)『日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版』
3. 文化審議会国語分科会(2021)『日本語教育の参照枠 報告』
4. 文化審議会国語分科会(2022)『地域における日本語教育の在り方について(報告)』

<教材・リソース>

5. 文化庁国語課「つながるひろがる にほんごでのくらし」
6. 文化庁国語課「日本語能力自己評価ツール にほんごチェック!」